

第7期計画の策定に係る基本指針について

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- ◆ 地域包括ケアシステムの基本的理念
 - ① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
 - ② 介護給付等対象サービスの充実・強化
 - ③ 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
 - ④ 日常生活を支援する体制の整備
 - ⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保
- ◆ 2025 年を見据えた地域包括ケアシステム構築に向けた目標
- ◆ 医療介護総合確保法に基づく計画、医療計画との整合性の確保
- ◆ 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- ◆ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及資質の向上
- ◆ 認知症施策の推進
- ◆ 高齢者虐待の防止等【新設】
- ◆ 介護サービス情報の公表
- ◆ 効果的・効率的な介護給付の推進
- ◆ 都道府県による市町村支援等
- ◆ 市町村相互間の連携

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

1 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- ◆ 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- ◆ 要介護者等地域の実態把握
 - ① 被保険者の現状と見込み
 - ② 保険給付の実績把握と分析
 - ③ 調査の実施
 - ④ 地域ケア会議における課題の検討
- ◆ 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- ◆ 平成 37 年度の推計及び第 7 期の目標
 - ① 平成 37 年度の推計
 - ② 第 7 期の目標
- ◆ 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- ◆ 日常生活圏域の設定

- ◆他の計画との関係
- ◆その他
 - ①計画期間と作成の時期
 - ②公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

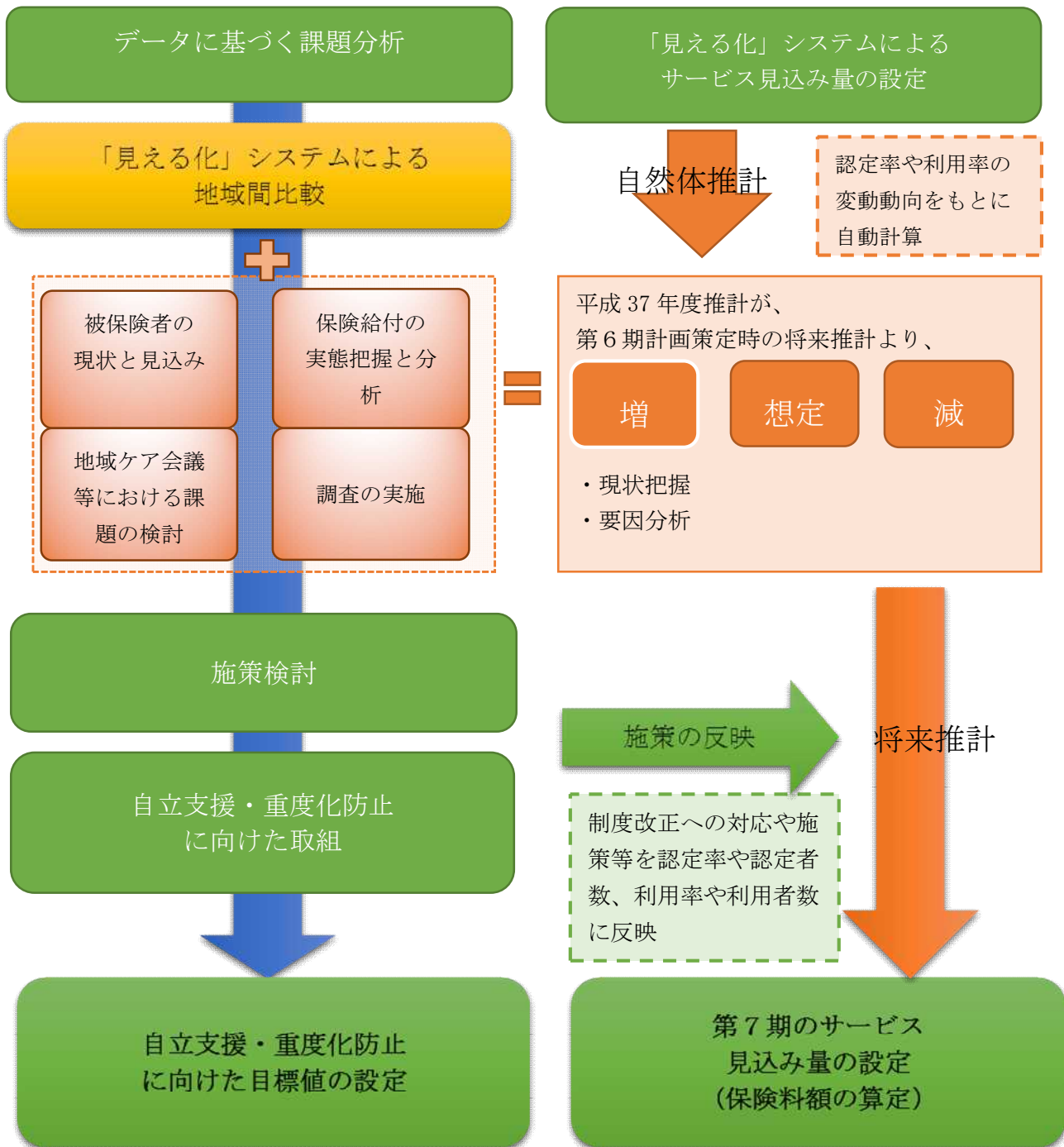
2 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- ◆日常生活圏域
- ◆各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - ①各年度における介護給付対象サービス【介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み
 - ②各年度における予防給付対象サービス（介護給付等サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み
- ◆各年度における地域支援事業の量の見込み
 - ①総合事業の量の見込み
 - ②包括的支援事業の量の見込み
- ◆被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定【新設】

3 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- ◆地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
 - ①在宅医療・介護連携の推進
 - ②認知症施策の推進
 - ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - ④地域ケア会議の推進【新設】
 - ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携
- ◆各年度における介護給付等対象サービス種類ごとの見込み量の確保ための方策
 - ①関係者の意見反映
 - ②公募及び協議による事業者の指定
 - ③報酬の独自設定
 - ④人材の確保及び資質の向上【新設】
- ◆各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策
- ◆介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
 - ①介護給付等対象サービス
 - ②総合事業
 - ③地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価
- ◆地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- ◆市町村独自事業に関する事項
- ◆療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第7期計画の策定に係るサービス見込み量等の設定



○今後の施策推進に向けたポイント

◇第7期介護保険事業計画を定めるに当たっての基本的な方針案の主な内容◇

※ 平成30年4月1日施行。

（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

<その他>

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の 努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
(その他)
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

4 介護保険制度の持続可能性の確保

- ・ 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※第1回策定委員会資料1－2のまとめです。

○特に重視する策定上の配慮事項

2050 年を見据えるとともに、「地域共生社会」の実現を視野に入れた 実効性のあるシステム構築に向けた計画づくり

- 第 6 期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケア計画」としての位置づけ等がなされ、当該計画期間以降を視野に入れた計画策定が行われました。
- 第 7 期介護保険事業計画においても、第 6 期計画と同様の方針に基づき、第 8 期・第 9 期を見据えて段階的に取組を進めていく必要があるとされています。
- これまでの福祉サービスは、高齢者、児童、障害者など対象ごとに充実してきましたが、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、世帯単位で様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、世帯単位で複数課題を抱えるといった状況がみられます。
- こうした課題に対して、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。
- 高齢者の自立支援や重度化防止に向けた保険者機能の強化等が求められているとともに、財政的なインセンティブの付与（交付金の交付）の規定が整備されることも踏まえ、これまで川西町が取り組んできた地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に置いた計画づくりが重要であると考えます。
- 厚生労働省では、“「我が事・丸ごと」地域共生社会本部”を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけるとともに、今後まずは平成 29 年の介護保険法の法改正、30 年度・33 年度の介護・障害福祉の報酬改定等に向け、部局横断的に幅広く検討を行うとしています。

「地域共生社会」実現の全体像イメージ

我が事・丸ごとの地域づくり

- ◇住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ◇市町村による包括的な相談支援体制の整備
- ◇地域づくりの総合化・包括化（地域支援事業の一体的実施と財源の確保）
- ◇地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化 等

サービス・専門人材の丸ごと化

- ◇公的福祉サービスの総合化・包括化（基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備）
- ◇専門人材のキャリアパスの複線化（医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大） 等

- 「高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」では、このような“地域共生社会”の実現も視野に入れながら、実効性のあるシステム構築に向けた検討・計画化が重要であると考えます。